伊財税徴第881号

公　示　送　達　書

令和8年11月4日付けを以って発付した下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当徴収課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8年 11月 4日

兵庫県伊丹市長　中田　慎也

番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者の氏名
1	令和8年度市県民税・森林環境税 第1期 督促状	MAAN SINGH
2	令和8年度市県民税・森林環境税 第2期 督促状	MAAN SINGH
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		

＜備考＞ 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日経過した時は、書類の送達があったものとみなされます。